

## 牧会書簡

牧会書簡という名前で呼ばれるものは、次にかかげるパウロの三書簡、すなわちチモテオ前後書とチト書とである。それは、この三書簡は二人の司教すなわち監督牧者に送ったものであるが、宛名あてなの人に関する個人的事項は非常に少なく、もっぱら聖職者に、その職務をつくさせるために与えた重要な教訓を多く含むからである。すなわち各階級における聖職者の資格、選抜、行状および祭典に関する規則、各階級の信徒の義務およびこれに対する方法、各地教会の活動に関する事からを含んでいて他の書簡と異なる点が多いため、特に牧会書簡と名づけられたのである。しかし、あえて牧会のあらゆる義務を網羅するのではなく、一個人に与えて、その時その場合に相応する実用的法則を示したにすぎないが、聖職者一般にとっても、もちろん有益なことが多い。要するに個人的性質を帯びずに一般的性質を帯びるものようである。

## チモテオ前書序言

**チモテオのこと** チモテオとは神を尊ぶ者という意味で、この名はギリシア人の中にたびたびある。本書の宛てられたチモテオは使徒行録十六章以下にしろしてあるように、リカオニア国リストロ市においてギリシア人である父とユデア人である母との間に生まれ、信心深い母の手でユデア教の風習に従って育てられたとはいうものの、父の許さないためであろうか、割礼を早く受けなかった。およそ紀元四七年ころ、パウロは第一回伝道旅行の途中リストロに行き、チモテオが非常に信者の間で重んじられているのを見、またパウロ自身もその徳行を認めたので、ついに自分の助力者として彼をさそった。さてリストロの司祭と一緒に彼に接手し、なおユデア人の間の布教を徒勞に帰さないよう割礼をほどこす方がよいと思つてこれをほどこした。その時からチモテオは第二回第三回の伝道旅行中、絶えずパウロに従つて忠実に助力し、熱心にその任務に服したので、非常にパウロに愛されるようになった。チモテオの最後については、旧記の伝えによると、彼はエフェゾの教会をゆだねられていたがドミシアン皇帝の時、ディアナ女神の祭日に人民を女神から遠ざけようとしたため、ついに殉教を遂げるに至つたと言われている。

**本書をしたためた機会および目的** パウロがチモテオとともにエフェゾに留まつた時、教会整理、祭典および倫理などの上に新たに定めるべき点、あるいは改良すべき点のあるのを認め、しかし、暇がなくてチモテオをエフェゾに残し、まさに広まろうとしている謬説に抵抗すること

を命じて、自分はエフエズを出立した。が、すぐに再びエフエズに行くことができなかつたので、チモテオに書簡を送って異説者に対する忠告を与えて、相当の助力者を選ぶことを勧め、聖職を全うさせるために必要な教訓を与えることが必要だと考えた。目的は三章十五節に示しているように、神の家すなわち教会において処すべき方法を知らせることにある。

**本書の題目および区分** 事がらは、すでに述べたとおりであるが、いろいろなことが心に浮かんでくるままに説いたものであるため、思想の配列はロマ書やガラチア書、エフエズ書のように組織的でない。それゆえ、いちいち題目を確定するのがむずかしい。区分すると本書は二編に分けられている。冒頭（一章一、二節）のち、第一編では教会のために要求するところを述べ、教会のために尽力すべきことを勧め、祭典に関する若干の規則を載せ、聖職者の選抜に関して重要な教訓を与える。（一章三節～三章十六節）。第二編では聖職者の宣教および動作に関する義務、各階級の人に対する義務を述べ、チモテオに対する個人的教訓をもって結ぶ（四章～六章）。なお詳細は目次について見ることに。

**本書をしたためた場所および年代** 場所については種々の憶説があるが、要するに不明。年代はパウロのロマでの第一回入獄と第二回入獄との間で、紀元六四年から六六年までの間となるであろう。

## 使徒聖パウロ、チモテオに送りし先の書簡

冒

頭

1 挨拶 1 わが救い主にてまします神およびわれらが希望にてましますキリスト・イエズスの命によりてキリスト・イエズスの使徒たるパウロ、信仰上の実子<sup>じっし</sup>チモテオに「書簡を送る」。

2 願わくは父にてまします神およびわが主キリスト・イエズスより恩寵と慈悲と平安とを賜わらんことを。

## 第一編 教会のために要求するところ

第一項 教会のためによく戦うべし

3 われかつてマケドニアに行きし時、汝に願ひしごとく、汝はエフェゾに留まり、ある人々に命じて異なることを教えざらしめ、4 かつ信仰に基ける神の道を立つるにはあらで、かえってさまざまの議論を起さす<sup>くわいげん</sup>る<sup>くわいげん</sup> 寓言と、きわまりなき系図<sup>けいず</sup>とに従事することなからしめよ。

5 偽教師の迷い 5 そもそもこの命令の目的は、清き心と良き良心と偽りなき信仰とに出ずる愛

7-6 なり。6 しかれども、かの人々は、これらのことにはずれて無益なる物語に移り、7 自ら律法の教師たらんと欲して、その言うところをも断言するところをも悟らざるなり。

8 律法の範囲＊。8 しかれどもわれら、律法は人正しくこれを用うれば良きものなることを知り、9 律法の設けられしは義人のためにあらずして、不法人、反抗者、不敬者、罪人、無宗教者、卑俗者ぞくしや、父を殺す者、母を殺す者、殺人者、10 私通者、男色者、誘拐者ゆうかいしや、虚言者、偽証者、および健全なる教えに反せる他のいっさいのことのためなりと知るべきなり、11 われにゆだねられたる至福なる神の光栄の福音にあるがごとし。

12 福音における恩寵はパウロの身において現われたり 12 われを堅固ならしめ給いしわが主キリスト・イエズスに感謝し奉る。そはわれを聖役に任じて忠信なる者とし給いたればなり。13 すなわち、われ先には冒瀆者、迫害者、侮辱者たりしかど、信ぜざる時知らずしてなししがゆえに慈悲3をこうむりて、14 キリスト・イエズスにおける信仰および愛とともに、わが主の恩寵身に余れり。15 真実にして全く信ずべき話なるかな、キリスト・イエズスの世に來り給いしは罪人を救わんとためなること。われはその罪人の第一さいたんなり。16 しかるに慈悲をこうむりしは、キリスト・イエズスそのもろもろの堪忍をわれにおいて第一に表わし給い、永遠の生命を得んとて、まさに信せんとする人々に例を示し給わんとためなり。

17 感嘆の栄誦 17 願わくは万世の王にましまし不朽ふきゆうにして見え給わざる唯一の神に世々尊崇と光栄とあらんことを、アメン。

18 良き戦いを戦うべし 18 わが子チモテオよ、汝にかかわれる、かねての予言に従い、この命令



19 を汝に寄す、これに應じて良き戦いを戦い、19 信仰と良き良心とを保て。ある人々はこれを捨て、  
 20 信仰につきて破船せしが、20 そのうちにヒメネオとアレキサンデルとありしを、冒瀆せざること  
 を学ばしめんとて、われこれをサタンに<sup>\*</sup>渡せり<sup>7</sup>。

① ラテン訳では愛子。② ラテン訳では大罪人。③ ラテン訳では神の慈悲。④ ラテン訳では不死。⑤ チモテオ後書

2・17 ⑥ チモテオ後書 4・14 ⑦ 破門したの意。

## 第二項 祭典につきて守るべき規則

2-1 **第二章** 祈禱に関する教訓 1 さればわが第一に勧むるは、衆人のため、2 帝王たちおよびすべ

て上位にある人々のために懇願し、祈禱し、請願し、かつ感謝せられんことなり。こはわれらが  
 3 全き敬虔と正直<sup>せいぢよく</sup>とにおいて、安らかに静かなる生活を営まんためなり、3 かくのごときは善事に  
 4 して、わが救い主にてまします神のみ前に嘉納せらるればなり。4 すなわち神はいっさいの人の  
 5 救われ、真理を知るに至らんことを望み給う。5 けだし神は唯一<sup>ゆいいつ</sup>にましまし、神と人との仲裁者  
 6 もまた唯一なり。これ人たるキリスト・イエズスにましまして、6 衆人のためにおのれを贖いと  
 7 して献げ給い、時至りてその証拠ありしなり。7 われはこれがために立てられて宣教者たり、か  
 つ使徒たり、<sup>11</sup>われは誠を言いて偽らず<sup>11</sup>信仰と真理とにおける異邦人の教師たり。

8 集会の時に祈る法 8 さればわれは男子がいずれの所においても清き手をあげて怒りなく争い  
 9 なく祈らんことを望む。9 婦人もまた、かくのごとくして相應<sup>3</sup>の衣服をつけ、おのれを飾るに羞<sup>しゆう</sup>

10 恥心と節制とをもつてし、ちぢらし髪、黄金、真珠、高価の衣服をもつてせず、10 敬虔を約束せる婦人に相当するごとく善業をもつてすべし。

12-11 婦人は集会の時、語るべからず 11 婦人は全く服従して静かに学ぶべし。12 われは婦人の教うるること、また男子をつかさどることを許さず、静かにすべきなり。13 けだしアダムは先に造られ、エワはそののちなり。14 またアダムはまどわされず、女はまどわされて罪に陥れり。15 しかれども信仰と愛と聖徳と節制とに留まらば、子どもをあぐることによりて救わるべし。

① ラテン訳では、こいねがう。② ラテン訳では貞操。③ ラテン訳では裝飾ある。④ ラテン訳では無言に。

### 第三項 聖職者の選抜

1 **第二章** 司教司祭の品質 1 人ありて監督の務めを欲するは良き業を欲するなりとは誠の話なり、  
2 2 されば監督は、とがむべきところなく、ただ一婦の夫たり、謹慎、伶俐、端正、貞潔にして、  
3 旅人を接待し、よく教えをほどこし、3 酒をたしなまず、人を打たず、柔和にして争わず、利を  
5-4 むさぼらず、4 よくその家を治め、その子女の慎しみてこれに服従する人たらざるべからず。5  
6 人もしおのが家を治むるを知らずば、いかにしてか神の教会に奮励せん。6 監督は新信徒たるべ  
7 からず、おそらくは高ぶりて悪魔に等しき裁きに陥らん。7 また外の人々に好評ある人たるべし、  
8 これ恥辱と悪魔のわなとに陥らざらんためなり。  
8 執事の品質 8 執事たちもかくのごとく尊くして両舌ならず、酒をたしなまず、恥ずべき利を

10-9 むさぼらず、9 清き良心をもって信仰の奥義を保てる者たるべし。10 彼らもまずためしを受けて、  
とがむべきところなくば務むべきなり。

11 女執事のこと 11 婦人たちもかくのごとく尊くしてそしらず、節制して万事に忠実なる者たる  
べし。

13-12 また執事のこと 12 執事たちは一婦の夫にして、よくその子女と家とを治むる者たるべし、13  
そはよく務めたる者は良き階級を得て、キリスト・イエズスにおける信仰につきて大いなる勇氣  
を得べければなり。

15-14 本書の目的 14 われ早く汝に至らんことを望みつつ、これらのことを書き送るは、15 もし遅か  
らん時、汝をして神の家においていかに行なうべきかを知らしめんためなり、神の家とは生き給  
える神の教会なり、真理の柱にしてかつ基なり。

16 福音の概略 16 げにも大いなるかな敬虔の奥義、すなわち「キリストは」<sup>4</sup>肉において表わされ、  
霊によりて証せられ、天使たちに現われ、異邦人に伝えられ、世に信ぜられ、光榮に上げられ給  
いしなり。

① いわゆる司教。② 教会外の意。③ いわゆる助祭。④ ラテン訳では奥義。

## 第二編 聖職者のなすべきこと

第一項 聖職者として教うべきことおよび守るべき<sup>きようじよう</sup>行状



**第四節**

まさに出てんとするひゆうせつ謬説

1 しかるに「聖」靈の明らかたもうところによれば、末世まつせ

に至りて、ある人々まどいの「種々の」靈と悪鬼の教えとに心を傾けて信仰に遠ざかることあらん、2 これ偽りを語る人々の偽善によることにして、彼らはその良心に焼き金を当てられ、3 め

とることを禁じ、信徒および真理を知れる人々の感謝をもって食するよう神の造り給いし食物を

4 断つことを命ぜん。4 そもそも神の造り給いしものは、みな良きものにして感謝をもって食せら

5 るるものに捨つべきはなし、5 そは神の御言葉と祈りとをもって清めらるればなり。

6 真理を忠実に守るべし 6 これらのことを兄弟たちに述べなば汝はかつて得たる良き教えと信

仰の言葉とをもって修養せられたるキリストの良き役者たらん。

8-7 信心を練習すべし 7 されど世俗話、老婆話を捨てて自ら敬虔に練習せよ、8 けだし身体の練

習は益するところわずかなれども、敬虔は今世と来世とにかかる約束を有して万事に益あり。

10-9 労苦をあまんとすべし 9 これ全く信すべき誠の話なり、10 われらが労してののしらるるはこれ

がためにして、すなわち万民とくに信徒の救い主にてまします生き給える神を希望し奉るゆえな

11 り。11 汝これらのことを命じかつ教えよ。

12 チモテオの殊に注意すべきこと 12 たれも汝の年若きを軽んずべからず、かえって汝は、言語、

13 行状、慈愛、信仰、貞操をもって信徒の模範たれ。13 わが至るまで、読書、教訓、説教に従事せ

14 よ。14 予言により長老たちの按手あんしゅ\*をもって賜わりし汝のうちなる賜ものをゆるがせにすることな

15 かれ、15 汝の進歩が衆人に明らかならんために、これらのことを熟考してこれに身をゆだねよ。

16 おのれと説教とに省みてこれに耐忍せよ、そはこれを行ないて、おのれと汝に聞く人々とを救

うべければなり。

① 奴隷は焼き金をもって印されていた。② ラテン訳では、むだ話。③ ラテン訳では恩寵。

## 第二項 種々の人に対する法

- 1 **第五章** 男女老幼に対して 1 老人を譴責せず、父のごとくにしてこいねがえ、若き人を兄弟のごとく、2 老いたる女を母のごとく、若き女を姉妹のごとくにして完全に節操を守りつつ勧めよ。4-3 寡婦やもめに対して 3 真しんに寡婦やもめたる寡婦やもめを敬え、4 されど寡婦やもめにして子あるいは孫まごあらば彼らはま1ず家に孝行し、親に恩を報ゆることを学ぶべし、これ神のみ前に嘉納せらるればなり。5 真しんに寡婦やもめにして寄る辺なき者は神に依り頼み、昼夜祈願祈祷に従事すべし、6 けだし快樂にある寡婦やもめは8-7 生きながらにして死したる者なり、7 彼らのとがなからんために、これらのことを命ぜよ。8 おのが家族、ことに家人を顧みざる人は信仰を捨てて不信者に劣おとれる者なり。
- 9 教会に使用せらるべき寡婦やもめ 9 寡婦やもめの籍にしるさるるは一夫いつぶの妻たりし者にして六十才よりく10 だらず、10 善業の好評ある者、すなわち子女を育て、もしくは客を接待し、もしくは聖徒の足を11 洗い、もしくは困難に会える人々を助けしなど、すべての善業をなしし者たらざるべからず。11 若き寡婦やもめらを断われ、けだし彼らはキリストにそむきて行ない乱るれば嫁ぐことを好み、12 最初の信しんを破りたるゆえに罪に定められ、13 また乱情らんだにして家々を遊びまわり、ただに乱情なるのみ14 ならず、言葉多く、また差し出でて言うまじきことを語る。14 さればわれは若き寡婦やもめの嫁ぎて子

15 をあげ家事を治め、反対者をしていささかも悪口の機会を持たざらしめんことを欲す、15 そはサ  
 タン<sup>\*</sup>に立ち帰りたる者すでに数人あればなり。

16 親族の寡婦<sup>やもめ</sup>に対する信徒の義務 16 信徒たる者、もし「親族に」寡婦<sup>やもめ</sup>あらば教会をわずらわさ  
 ずして自らこれを助くべし、これ教会をして真の寡婦<sup>やもめ</sup>を助くるに不足なからしめんためなり。

17 司祭に対する義務 17 長老<sup>5</sup>にして、よくつかさどる人、ことに言葉と教えとに勞する人は倍<sup>ばい</sup>し  
 18 て尊ばるべき者とせらるべし。18 けだし聖書にいわく、「汝、穀物<sup>こくもつ</sup>を踏みこなす牛の口を結ぶな  
 かれ<sup>6</sup>」と、またいわく、「働く人はよろしくその報いを得べし」と。

19 罪の嫌疑<sup>けんぎ</sup>ある司祭に対する法 19 長老に対する訴えは二三人の証人あるにあらずばこれを受理  
 20 することなかれ。20 罪を犯す者は他の人をも恐れしめんために一同の前にこれをとがめよ。21 わ  
 21-20 21 われ神とキリスト・イエズスと選ばれし天使たちのみ前に証して、汝が偏頗<sup>へんぱ</sup>なくこれらのことを守  
 り、ひいきをもつて何ごとをもなさざらんことを命ず。

22 チモテオ個人に対する箇条 22 たれにも早く按手<sup>あんしゅ</sup>することなく、また他人の罪にあずかること  
 23 なく、貞操にしておのが身を守れ。23 もはや水を飲まずして、胃のためまたはたびたびの病のた  
 めに少しくぶどう酒を用いよ。

24 司祭に対する意見を結ぶ。24 ある人々の罪は裁きにも先立ちて明らかに、ある人々の罪はあと  
 25 にて現わる、25 良き行ないの現わるるもまたかくのごとし、しからざるものは「ついに」隠るる  
 あたわず。

① ラテン訳では彼は。② ラテン訳では家を治め。③ ラテン訳では選まる。④ ラテン訳では避けよ。⑤ いわゆる司祭。

⑥ 申命記25・4、コリント前書9・9 ⑦ ルカ10・7、コリント前書9・7、10

1 **第六章** 奴隷に対して 1 すべてくびきのもとにある奴隷は、その主人を全く尊ぶべきものと思  
2 うべし、これ主のみ名と教えとの、ののしられざらんためなり。2 信徒たる主人を持てる者は、  
兄弟なりとてこれを軽んずべからず、かえって慈善をともにせる者が信徒にして、おのれこれに  
愛せらるるにより、ひとしおよく仕うべし。これらのことを教えかつ勧めよ。

### 第三項 結末の教訓

3 異説の害 3 人ありて、もし異なることを教え、わが主イエズス・キリストの健全なる談話と  
4 敬虔にかなえる教えとに服せずば、4 これ何ごとをも知らずして自ら高ぶり、病的に議論と言葉  
5 争いとを好む者なり、これより起こるはしつと、口論、侮辱、<sup>1</sup> 邪推、<sup>2</sup> 5 また精神腐敗<sup>3</sup>し、真理欠乏  
6 して、敬虔を利益の道なりと思う人々の争い等なり。6 そもそもも足ることを知れる敬虔こそは大  
7 いなる利益の道なれ、7 そはわれらがこの世に來りし時、何ものをも携えざりしかば、去る時ま  
8 た何ものをも取るあたわざるは疑いなきところなればなり。8 衣食だにあらば、われらはそれに  
9 て満足すべし。9 けだし富まんと欲する人々はいざないと悪魔のわなとに陥り、人を墮落と滅亡  
10 とに沈むる愚にして有害なる種々の欲望に陥る。10 すなわち利欲はいつさいの悪事の根なり、あ  
る人々はこれがために信仰に遠ざかりて迷い多くの苦しきをもつておのれを刺し貫けり。  
11 重大なる忠告 11 されど神の人よ、汝はこれらのことを避けて、正義、敬虔、信仰、慈愛、忍



12 耐、柔和を求め、12 信仰の良き戦いを戦いて永遠の生命を捕えよ。そはこれに召されて多くの証人の前に、これがために良き宣言をなしたればなり。

13 忠告を重ぬ 13 われ万物を生かし給う神のみ前、およびポンシオ・ピラトの時に立証して良き宣言をなし給いしキリスト・イエズスのみ前に汝に命ず、14 わが主イエズス・キリストの現われ<sup>2</sup>給うまで汚れなくとがめなく掟を守れ、15 その時期至りては、至福唯一<sup>しよくゆい</sup>の主権者、諸王の王、すべて主たる者の主はイエズス・キリストを表わし給わんとす、16 彼は一人不死を有し、近づくべからざる光に住み給い、一人もかつて見奉りしことなく、また見奉るあたわざる者にましまし<sup>4</sup>、尊栄と永遠の権能<sup>5</sup>とこれにあるなり、アメン。

17 富める者に命ずべきこと 17 汝この世の富者に命ぜよ、高ぶることなく、確かならぬ富を頼まず、快樂のためにも万物を豊かに供給し給う生き給える神を頼み奉り、18 善をなして善業に富める者となり、快く施し、かつ分け与え、19 真<sup>しん</sup>の生命を捕うるよう将来のために良き資本をたくわえんことを。

20 末尾の勧め 20 ああチモテオよ、託せられしものを守りて、世俗の空言と有名無実なる学識の反論とを避けよ、21 ある人々はこれを装いて信仰<sup>まこと</sup>の的<sup>まこと</sup>をはずれたるなり。願わくは恩寵汝とともにあらんことを。

① ラテン訳では冒瀆。② ラテン訳では来り。③ 詩編103・2、ヨハネ一書1・5 ④ ヨハネ1・18、ヨハネ一書4、12 ⑤ ラテン訳では主権。